

# 情 報

|                                     |     |   |
|-------------------------------------|-----|---|
| 一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ | 2 |
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ | 3 |
| 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年1月分)           | ・・・ | 8 |

令和7年2月18日

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

|                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和7年2月18日  |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 関東バス株式会社 (法人番号: 8011201001183) 代表者 阿部 末広                                       |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都中野区東中野5-23-14<br>(阿佐谷営業所) 東京都杉並区下井草1-5-3                              |
| (4) 行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止 10日車   |
| (5) 主な違反の条項                | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項   |
| (6) 違反行為の概要                | 令和6年7月31日、労働局からの通報により監査を実施。1件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点<br>当該事業者の累積点数 1点                                    |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局  
自動車運送事業監査室

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和7年2月18日   |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 有限会社 東伸交通 (法人番号: 9011802022098) 代表者 佐久間 勝巳  |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都足立区花畑3-27-9<br>(本社営業所) 東京都足立区花畑3-27-9  |
| (4) 行政処分等の内容               | 処分日車数40日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告   |
| (5) 主な違反の条項                | 旅客自動車運送事業運輸規則第24条第1項、第2項、第3項  |
| (6) 違反行為の概要                | 令和6年11月26日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第24条第1項、第2項、第3項)、(2)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 4点<br>当該事業者の累積点数 4点   |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

神奈川運輸支局  
自動車運送事業監査室

|                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和7年2月18日  |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | エム・ケー観光株式会社 (法人番号: 1021001021346) 代表者 守屋 貢                                   |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 神奈川県伊勢原市上粕屋1519-12<br>(本社営業所) 神奈川県伊勢原市上粕屋1519-12                       |
| (4) 行政処分等の内容               | 処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告                          |
| (5) 主な違反の条項                | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項   |
| (6) 違反行為の概要                | 令和6年11月26日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点<br>当該事業者の累積点数 2点                                  |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

|                            |  |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和7年2月18日  |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 横バス観光株式会社（法人番号：4021001041283） 代表者 市川 壽一  |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 神奈川県横須賀市内川2-1-22<br>(本社営業所) 神奈川県横須賀市内川2-1-22   |
| (4) 行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止 60日車   |
| (5) 主な違反の条項                | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項   |
| (6) 違反行為の概要                | 令和6年8月28日及び令和6年9月24日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)疾病のおそれのある運行の業務(運輸規則第21条第5項)、(3)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(4)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点<br>当該事業者の累積点数 6点  |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和7年2月18日   |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 狭山バス運輸有限公司 (法人番号: 7030002033666) 代表者 伏川 真由美   |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 埼玉県狭山市柏原448-2<br>(本社営業所) 埼玉県狭山市柏原448-2  |
| (4) 行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止 80日車  |
| (5) 主な違反の条項                | 道路運送法第9条の2第1項   |
| (6) 違反行為の概要                | 令和6年6月10日、労働局からの通報により監査を実施。4件の違反が認められた。(1)運賃料金変更事前届出違反(道路運送法(以下「運送法」)第9条の2第1項)、(2)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)報告義務違反(運送法第94条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 8点<br>当該事業者の累積点数 8点   |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和7年2月18日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局  
自動車運送事業安全監理室

|                            |   |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日              | 令和7年2月18日   |
| (2) 事業者の氏名又は名称             | 有限会社セレクト (法人番号: 5090002011916) 代表者 渡辺 友也                        |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖234-1<br>(本社営業所) 山梨県南都留郡富士河口湖町西湖234-1      |
| (4) 行政処分等の内容               | 輸送施設の使用停止 60日車  |
| (5) 主な違反の条項                | 道路運送法第9条の2第1項   |
| (6) 違反行為の概要                | 令和6年9月13日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1) 運賃料金変更事前届出違反(道路運送法第9条の2第1項) |
| (7) 違反点数付与状況               | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 6点<br>当該事業者の累積点数 6点                     |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                                | 主たる事務所の所在地            | 営業所の名称 | 営業所の所在地                         | 行政処分等の内容                   | 主な違反の条項                | 違反行為の概要  | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|-----------------------|--------|---------------------------------|----------------------------|------------------------|--|-------|------------|
| 20250107  | セキロジ 株式会社(法人番号8040001086449)代表者:関谷 正      | 神奈川県横浜市神奈川区羽沢南2-38-10 | セキロジ   | 神奈川県横浜市神奈川区羽沢南2-38-10           | 事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(40日車) | 貨物自動車運送事業法第27条第1項      | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年12月27日及び令和6年1月18日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(5)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)  | 34    | 34         |
| 20250107  | 有限会社 3A輸送梱包倉庫(法人番号1012802010380)代表者:大石 義則 | 東京都武蔵村山市残堀5-135-1     | 本社     | 東京都武蔵村山市残堀5-135-1               | 文書警告                       | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年11月7日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)  | 0     | 0          |
| 20250109  | 株式会社 三榮千葉(法人番号4040001015667)代表者:岩井 榮三     | 千葉県千葉市中央区中央港2-5-6     | 本社     | 千葉県千葉市中央区中央港2-5-6               | 文書警告                       | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項  | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年11月18日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)   | 0     | 0          |
| 20250115  | 株式会社 ブロード(法人番号9180001101829)代表者:末武 健太郎    | 愛知県小牧市小木南1-129-1      | 西東京    | 東京都西多摩郡瑞穂町大字駒形富士山字駒形124-1、125-1 | 輸送施設の使用停止(250日車)           | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項  | 労働局からの通報を端緒として、令和5年4月12日、同年6月8日及び同年8月10日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(9)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)  | 25    | 25         |
| 20250115  | 株式会社 富運(法人番号3070001007836)代表者:富所 民江       | 群馬県高崎市飯塚町字清水1735-1    | 本社     | 群馬県高崎市飯塚町字清水1735-1              | 輸送施設の使用停止(100日車)           | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項  | 労働局からの通報を端緒として、令和5年11月28日、監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 10    | 10         |



貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                                   | 主たる事務所の所在地         | 営業所の名称 | 営業所の所在地             | 行政処分等の内容        | 主な違反の条項                | 違反行為の概要   | 事業者<br>点数 | 左記の行政<br>処分の<br>点数 |
|-----------|--|--------------------|--------|---------------------|-----------------|------------------------|---|-----------|--------------------|
| 20250115  | 三好運送 株式会社(法人番号7011801012432)代表者:三好 章浩        | 東京都足立区西伊興4-4-24    | 本社     | 東京都足立区西伊興4-4-24     | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項  | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年12月15日及び令和6年1月15日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)          | 8         | 8                  |
| 20250115  | 株式会社 ヤマガタ(法人番号9050001023796)代表者:三本菅 孝一       | 茨城県日立市久慈町2-8-20    | 大洗     | 茨城県東茨城郡大洗町五反田544    | 輸送施設の使用停止(40日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項  | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月17日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(4)高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)  | 4         | 4                  |
| 20250115  | 株式会社 ITM(法人番号4040001063162)代表者:眞嶋 大輔         | 千葉県山武郡芝山町岩山2349-16 | 本社     | 千葉県山武郡芝山町岩山2349-16  | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項  | 労働局からの通報を端緒として、令和5年8月3日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)   | 3         | 3                  |
| 20250115  | 有限会社 夢咲(法人番号2020002079368)代表者:黒川 長一          | 神奈川県横浜市旭区上白根1-12-4 | 本社     | 神奈川県横浜市旭区上白根1丁目12-4 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和6年2月21日、監査を実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(8)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項) | 3         | 3                  |
| 20250115  | 有限会社 エム・ティー・ジー足利(法人番号2060002037941)代表者:茂木 敏弘 | 栃木県足利市山川町47-10     | 本社     | 栃木県足利市山川町47-10      | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項  | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月12日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)   | 2         | 2                  |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                                | 主たる事務所の所在地          | 営業所の名称 | 営業所の所在地                                     | 行政処分等の内容                  | 主な違反の条項                | 違反行為の概要  | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|---------------------|--------|---|---------------------------|------------------------|--|-------|------------|
| 20250115  | 有限会社 横浜家具サービス(法人番号9020002058002)代表者:岩野 晃  | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台82-2 | 本社     | 神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台82-2                         | 輸送施設の使用停止(10日車)           | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5   | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年4月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)  | 1     | 1          |
| 20250115  | 長谷川運輸倉庫 株式会社(法人番号4010101003178)代表者:長谷川 明子 | 東京都八王子市別所1-21-3     | 横浜     | 神奈川県横浜市瀬谷区瀬谷町8953-1東京ロジファクトリー(株)横浜町田物流センター内 | 文書警告                      | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項  | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年7月4日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)   | 0     | 0          |
| 20250120  | 南東北福山通運 株式会社(法人番号5370001013505)代表者:小貝 成正  | 宮城県仙台市若林区卸町東5-7-58  | 矢板支店   | 栃木県矢板市こぶし台2-3                               | 文書警告                      | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和6年12月12日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)   | 0     | 0          |
| 20250121  | 両毛運輸 株式会社(法人番号4070001003479)代表者:上田 浩之     | 群馬県前橋市五代町1306-3     | 本社     | 群馬県前橋市五代町1306-3                             | 事業停止10日間、輸送施設の使用停止(220日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項  | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和6年5月7日、同年5月30日及び同年9月4日、監査を実施。15件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)酒酔い・酒気帯び乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第5項)、(3)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(4)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(5)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運転者台帳の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)、(7)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(8)運転者に対する酒気帯び運転の禁止等の適切な指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)運転者に対する最高速度違反行為の禁止等の適切な指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(12)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(13)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項)、(14)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)、(15)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 22    | 22         |
| 20250121  | まるとし運送 株式会社(法人番号9011801006738)代表者:宇賀神 俊也  | 東京都足立区東保木間2-16-4    | 本社     | 東京都足立区東保木間2-16-4                            | 輸送施設の使用停止(30日車)           | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項  | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月29日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)  | 3     | 3          |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和7年1月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称                             | 主たる事務所の所在地           | 営業所の名称 | 営業所の所在地            | 行政処分等の内容         | 主な違反の条項               | 違反行為の概要   | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|----------------------|--------|--------------------|------------------|-----------------------|---|-------|------------|
| 20250128  | 和光運輸 株式会社(法人番号3011801018111)代表者:原 茂    | 東京都足立区鹿浜3-15-6       | 本社     | 東京都足立区鹿浜3-15-6     | 輸送施設の使用停止(125日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3  | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月20日及び同年3月11日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項) | 13    | 13         |
| 20250128  | 大久保興業 株式会社(法人番号2012401009682)代表者:大久保 憲 | 東京都府中市南町2-38-8       | 調布     | 東京都調布市西つづじヶ丘4-17   | 輸送施設の使用停止(100日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年2月22日及び同年3月21日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(6)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)     | 10    | 10         |
| 20250128  | 有限会社 コウワ運送(法人番号9030002111429)代表者:高柳 且巳 | 埼玉県川口市西川口2-20-7      | 本社     | 埼玉県川口市西川口2-20-7    | 輸送施設の使用停止(70日車)  | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条    | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年1月19日及び同年1月29日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項)  | 7     | 7          |
| 20250128  | 株式会社 アスカ(法人番号2050001013449)代表者:諏訪 博之   | 茨城県結城郡八千代町大字平塚1996-3 | 本社     | 茨城県結城郡八千代町平塚3270-1 | 輸送施設の使用停止(30日車)  | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 労働局からの通報を端緒として、令和5年12月13日及び令和6年1月19日、監査を実施。5件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)   | 3     | 3          |
| 20250128  | 小松川運輸 株式会社(法人番号9040001028111)代表者:新田 守昭 | 千葉県鎌ヶ谷市初富372-1       | 本社     | 千葉県鎌ヶ谷市初富372-1     | 輸送施設の使用停止(10日車)  | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和6年7月9日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)  | 1     | 1          |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)